

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、介護サービスの提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者（以下「事業者」という。）から日出町へ報告が行われ、事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(通則)

第2条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に規定する事故が発生した場合の保険者への報告（以下「事故報告」という。）は、この要領の定めるところによるものとする。

(事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービスの提供に伴い発生した事故（送迎中、通院中の事故等を含む。）とし、原則として次に掲げるものとする。

(1) 原因等が次のいずれかに該当する場合

ア 身体不自由又は認知症等に起因するもの

例) 転倒、徘徊はいかいによる行方不明等

イ 施設の設備等に起因するもの

例) 器物の落下等

ウ 感染症、食中毒又は疥癬かいせんの発生

感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定めるもののうち、次のものをいう。

(ア) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症（定点把握を除く。）

(イ) 新型インフルエンザ等感染症

(ウ) (ア)に相当する指定感染症

(エ) 新感染症

エ 地震等の自然災害、火災又は交通事故

オ 職員、利用者若しくは第三者の故意若しくは過失による行為又はそれらが疑われる場合

例) 職員による利用者の金品着服、書類紛失、利用者同士のトラブル、自殺、外部者の犯罪等

カ 原因を特定できない場合

キ ア から カ までの規定以外で、特に町が報告を求めた場合

(2) 次の ア から エ までの規定のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合

ア 利用者が死亡若しくはけが等身体的又は精神的被害を受けた場合

イ 利用者が経済的損失を受けた場合

ウ 利用者が加害者となった場合

エ その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項第2号に該当する場合を含め、事故報告を要しないものとする。

(1) 利用者が身体的被害を受けた場合において、医療機関を受診することなく、軽微な治療のみで対応したとき。

(2) 利用者が身体的被害を受けて医療機関を受診又は入院した場合において、診察又は検査のみで、治療を伴わないとき。

(3) 老衰等、事業者、利用者又は第三者の責に帰さない原因で死亡した場合

(4) その他被害又は影響がきわめて微少な場合

(報告対象者)

第4条 事故報告の対象者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業者・施設所在地が町内の場合 すべての介護サービス利用者

(2) 事業者・施設所在地が町外の場合 町内在住の介護サービス利用者（住所地特例者を含む。）

(報告事項)

第5条 報告事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 報告日

(2) 事業所名、事業者番号、所在地、サービス種別及び管理者名等

(3) 対象者の氏名、住所、電話番号、被保険者番号、年齢、性別及び要介護度

(4) 事故発生時の状況

ア 発生日時

イ 発生場所

ウ 事故の概要（原因、経緯及び被害状況等）

エ 事故時の対応等

(5) 事故後の状況

ア 利用者の状況（事故対応後）

イ 再発防止への取り組み

ウ その他

2 事故報告は、介護保険事業者事故報告書（様式第1号）により行う。ただし、前項に定める報告事項が明記されている書式であれば代替して差し支えないものとする。

3 複数の当事者が存在する事故については、当事者ごとに報告することを原則とするが、介護保険事業者事故報告書の対象者欄以外の記載内容が同じ場合には、対象者の一覧表を添付することにより、一括して報告できるものとする。

（事故報告の手順）

第6条 事故報告は、概ね次の手順によるものとする。

（1）第一報

ア 事業者は、事故の発生を確認した場合、速やかに家族に連絡するとともに、第5条第1項第1号から第4号までの内容について、介護保険事業者事故報告書により町に報告する。

イ 緊急を要するものについては、介護保険事業者事故報告書を提出する前に、電話等より迅速な手段により仮報告を行うものとする。

（2）途中経過及び最終報告

事業者は、第一報の後、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で、第5条第1項第5号の内容を含む最終報告を介護保険事業者事故報告書により行う。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第5条第1項第5号の内容を含む第一報を行うことで最終報告とすることができる。

（町における対応）

第7条 町は、事故報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行うものとする。

2 対応する事故は、事故当事者が町の被保険者である場合を原則とするが、必要に応じ他の市町村の被保険者に係る事故についても、当該市町村と連携し対応するものとする。

3 重大な事故については、必要に応じて、大分県、大分県国民健康保険団体連合会又は他の市町村と連携を図るものとする。

（その他）

第8条 その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年11月1日から施行する。